

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十九号

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する

規則

(広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第一条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則(昭和五十三年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第一条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第十条中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に、「別記様式第八号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「肢体不自由者更生施設あけぼの」を「あけぼの」に、「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第三項第三号中「別記様式第二号」の下に「又は別記様式第三号」を加え、同条第四項中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(診療科)

第四条 医療センターの診療科は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 精神科
- 三 神経内科
- 四 リウマチ科
- 五 小児科
- 六 整形外科
- 七 泌尿器科
- 八 眼科
- 九 耳鼻いんこう科
- 十 リハビリテーション科
- 十一 放射線科

十二 麻酔科

十三 歯科

別記様式第一号中「第4条」を「第5条」に、「身体障害者」を「障害者」に改める。
 別記様式第二号中「第4条」を「第5条」に、「身体障害者」を「障害者」に改める。
 別記様式第八号中「第8号（第9条）」を「第9号（第10条）」に改め、「同様式を別記様式第九号とする」。

別記様式第七号中「第7号（第9条）」を「第8号（第10条）」に、「身体障害者」を「障害者」に改め、「同様式を別記様式第八号とする」。

別記様式第六号中「第6号（第7条）」を「第7号（第8条）」に改め、「同様式を別記様式第七号とする」。

別記様式第五号中「第5号（第7条）」を「第6号（第8条）」に、「身体障害者」を「障害者」に改め、「同様式を別記様式第六号とする」。

別記様式第四号中「第4号（第7条）」を「第5号（第8条）」に、「身体障害者」を「障害者」に改め、「同様式を別記様式第五号とする」。

別記様式第三号中「第3号（第4条）」を「第4号（第5条）」に、「身体障害者」を「障害者」に改め、「同様式を別記様式第四号とする」。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第3号（第5条関係）

(一連番号) (日付) 広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター回数利用券 ¥ (¥×11回分)	
(当日1回限り1名有効) 1 本券での利用は個人使用に限ります。 2 本券の払戻し、換金及び再発行はできません。 3 満員のときは、利用できません。	
スポーツ交流センター (スポーツ交流センター使用許可 申請書) ¥ (当日1回限り1名有効)	スポーツ交流センター (スポーツ交流センター使用許可 書兼領収書) ¥ (当日1回限り1名有効)
~~~~~	
スポーツ交流センター (スポーツ交流センター使用許可 申請書) ¥ (当日1回限り1名有効)	スポーツ交流センター (スポーツ交流センター使用許可 書兼領収書) ¥ (当日1回限り1名有効)

注 「金額」の欄には、種類に応じた料金を表示する。

(広島県立福山若草園使用規則の一部改正)

第二条 広島県立福山若草園使用規則(昭和五十三年広島県規則第三十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(診療科)

第二条 福山若草園の診療科は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 小児科
- 三 整形外科
- 四 歯科

別記様式第一号中「~~第2条~~」を「~~第3条~~」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「~~第5条~~」を「~~第6条~~」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「~~第7条~~」を「~~第8条~~」に改める。

(広島県立心身障害者コロニー使用規則の一部改正)

第三条 広島県立心身障害者コロニー使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

題名中「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に改める。

第一条中「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に、「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

第八条中「コロニー」を「療育支援センター」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「コロニー」を「療育支援センター」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「広島県立心身障害者コロニー重症心身障害児施設」及び「(以下「わかば療育園」という。)」を削り、同条第三項中「コロニー」を「療育支援センター」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(診療科)

第二条 広島県立障害者療育支援センター重症心身障害児施設わかば療育園(以下「わかば療育園」という。)の診療科は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 精神科
- 三 小児科
- 四 整形外科
- 五 リハビリテーション科
- 六 歯科

別記様式第一号中「~~第2条~~」を「~~第3条~~」に、「心身障害者コロニー」を「障害者療

育支援センター」に改める。

別記様式第二号中「第2条」を「第3条」及び「コロンブス宿泊施設」を「療育支援センター宿泊施設」及び「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」及び「コロンブスの入所」を「療育支援センターの入所者」に改める。

別記様式第三号中「第5条」を「第6条」及び「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に改める。

別記様式第四号中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式第五号中「第7条」を「第8条」及び「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に改める。

別記様式第六号中「第7条」を「第8条」に改める。

(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「身体障害者」を「障害者」に、同項第六号中「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則、広島県立福山若草園使用規則及び広島県立心身障害者コロニー使用規則に規定する様式で行われている申請は、それぞれ、この規則による改正後の広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則、広島県立福山若草園使用規則及び広島県立障害者療育支援センター使用規則に規定する様式で行われている申請とみなす。